

指名停止措置についての公表

1 指名停止を受けた業者

番号	商号及び名称	代表者氏名	主たる営業所
1	木本工業株式会社	代表取締役 木本 善章	高知市鷹匠町一丁目2番51号
2	株式会社 ジオテク	代表取締役 長崎 良信	高知市南御座2番22号
3	興和技建株式会社	代表取締役 久保田 一水	高知市小津町7番1号
4	株式会社種田工務	代表取締役 酒井 晋	高知市農人町2番3号
5	長崎テクノ株式会社	代表取締役 長崎 正和	高知市若松町1705番地
6	構営技術コンサルタント株式会社	代表取締役 水野 隆之	高知市本宮町105番地23
7	株式会社第一コンサルタンツ	代表取締役 右城 猛	高知市介良甲828番地1
8	有限会社草苺地工	代表取締役 梶屋 慶男	吾川郡仁淀川町長者丙1932番地1
9	株式会社高建総合コンサルタント	代表取締役 田中 朱美	四万十市駅前町2番3号
10	株式会社地研	代表取締役 中根 久幸	高知市円行寺25番地
11	株式会社四国トライ	代表取締役 松尾 俊明	高知市南川添17番21号
12	株式会社相愛	代表取締役 永野 敬典	高知市重倉266番2号

2 指名停止措置の内容

指名停止 期間	番号1から9の対象業者	令和5年10月13日 から 令和6年8月12日 (10ヶ月)
	番号10から12の対象業者	令和5年10月13日 から 令和6年3月12日 (5ヶ月)
指名停止 の理由	<p>高知県が発注する地質調査業務について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反するとして、令和5年9月28日、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は違反者として認定を受けたため。</p> <p>※該当事項 宿毛市建設工事指名停止等措置要領第1条規定の別表第2の第5号（県内における独占禁止法違反）</p>	